

令和7年度 青少年センターの概要



渋川市青少年センター

目 次

I 概 要

1	渋川市青少年センターの概要	1
2	補導活動の概要	3
3	相談活動の概要	5
4	環境浄化活動の概要	6
5	健全育成・啓発活動の概要	6

II 令和6年度の活動

1	概況	7
2	街頭補導実施状況	8
3	電話(面接)相談件数及び相談内容	9
4	白ポスト(有害図書回収箱)回収結果	10
5	「こども安全協力の家」利用状況	11
6	青少年センター関係年間事業報告	12

III 令和7年度の活動

1	活動方針	13
2	青少年センター関係年間事業計画	14

IV 関係団体事業

1	渋川市青少年センター補導員会	15
2	渋川市青少年育成推進員連絡協議会	16

V 資 料

1	条例等	17
2	青少年センターの沿革	21

I 概 要

1 渋川市青少年センターの概要

組織等

- (1) 設置運営主体 渋川市
 (2) 主 管 部 局 渋川市教育委員会 生涯学習課
 (3) 根 拠 法 令 渋川市青少年センター条例
 (4) 設 置 年 月 日 平成18年2月20日
 (5) 所 在 地 渋川市石原6番地1
 渋川市役所第二庁舎 2階
 渋川市教育委員会 生涯学習課内
 (6) 連 絡 先 等 電話 0279(22)2111(代表)
 (内線) 4952
 0279(22)2500(直通)



- (7) HP URL : <https://www.city.shibukawa.lg.jp/kosodate/shougaigakushuu/syougaiakusyu/p011912.html>

- (8) 職 員 所 長 1人(兼務)
 一 般 所 員 4人(兼務)
 指 導 員 2人(専任)
 (9) 運 営 協 議 会 委 員 8人 任期2年
 (10) 補 導 員 33人 任期2年

(日に日にーよいこに)

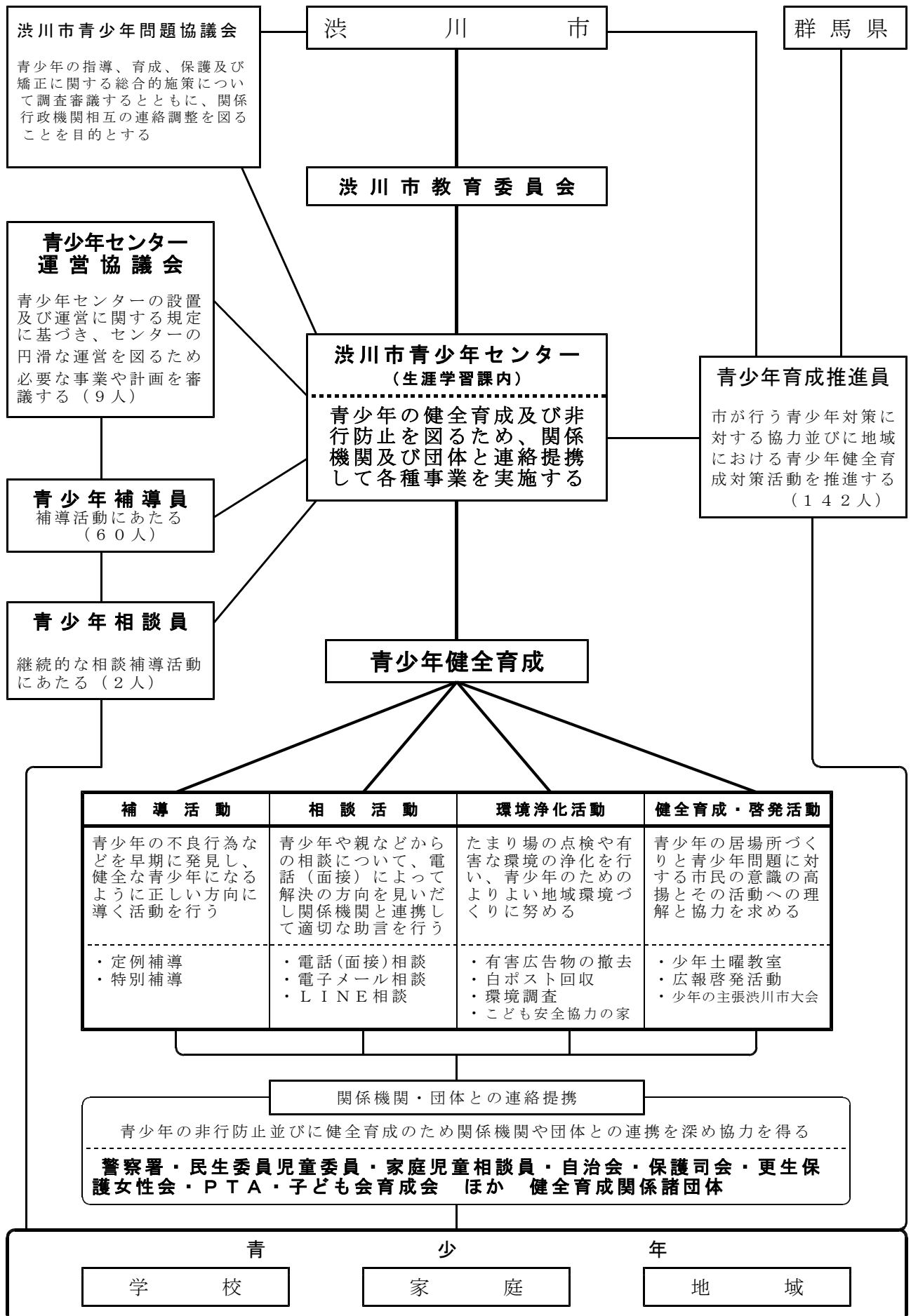
青少年相談専用 電 話 0279-22-4152
 電子メール youth-s@city.shibukawa.gunma.jp
 L I N E I D @074dqwci

- (11) 活動区域の状況(令和7年4月1日現在)
 ア 人 口 71,762人(前年比 △838人)
 イ 青少年人口(0歳以上~30歳未満) 15,731人(前年比 △333人)
 ウ 警察署 1署
 エ 学 校 28校(小・中・高等・特別支援学校)
 小 学 校 14校 児 童 数 2,668人
 中 学 校 9校 生 徒 数 1,552人
 高 等 学 校 4校 生 徒 数 1,964人
 特別支援学校 1校 児童生徒数 161人
 計 6,345人(前年比 △217人)

主な活動

- (1) 補導活動
 ①定例補導 ②特別補導
 (2) 相談活動
 ①電話(面接)相談 ②電子メール相談 ③L I N E 相談
 (3) 環境浄化活動
 ①有害広告物の確認 ②白ポスト(有害図書回収箱) ③環境調査
 ④こども安全協力の家の推進
 (4) 健全育成・啓発活動
 ①少年土曜教室 ②広報啓発活動 ③少年の主張渋川市大会

渋川市青少年センター関係機構図



2 補導活動の概要

(目的)

盛り場や駅周辺、公園などの非行や不良行為の行われやすい場所を中心に補導巡視を行い、ぐ犯や不良行為青少年を早期に発見し、その場で適切な注意や助言等を与え、健全な青少年となるよう正しい方向に導くことを目的とする。また、補導を契機に面接相談に導いたり、青少年に有害な環境を監視することも目的とする。

(補導員)

健全育成に関わる関係機関及び団体等から推薦され、教育長が委嘱する。

33人 任期2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

※令和6年度に補導体制の見直しを実施した（補導員人数60人→33人）。

(活動内容)

- (1) 定例補導
 - ・月に15回実施、巡視時間、回数は下記のとおり
(ただし、月により変動する場合あり)
 - 午前10:00～12:00（長期休暇）午後 2:00～ 4:00（月2回）
 - 午後 4:00～ 6:00（月8回） 午後 7:00～ 9:00（月5回）
- (2) 特別補導
 - ・祭り特別補導（へそ祭り、山車まつり等の開催に合わせて近隣町村青少年育成推進員と合同実施）
 - ・列車内特別補導（前橋市青少年補導員と合同実施）

(補導方法)

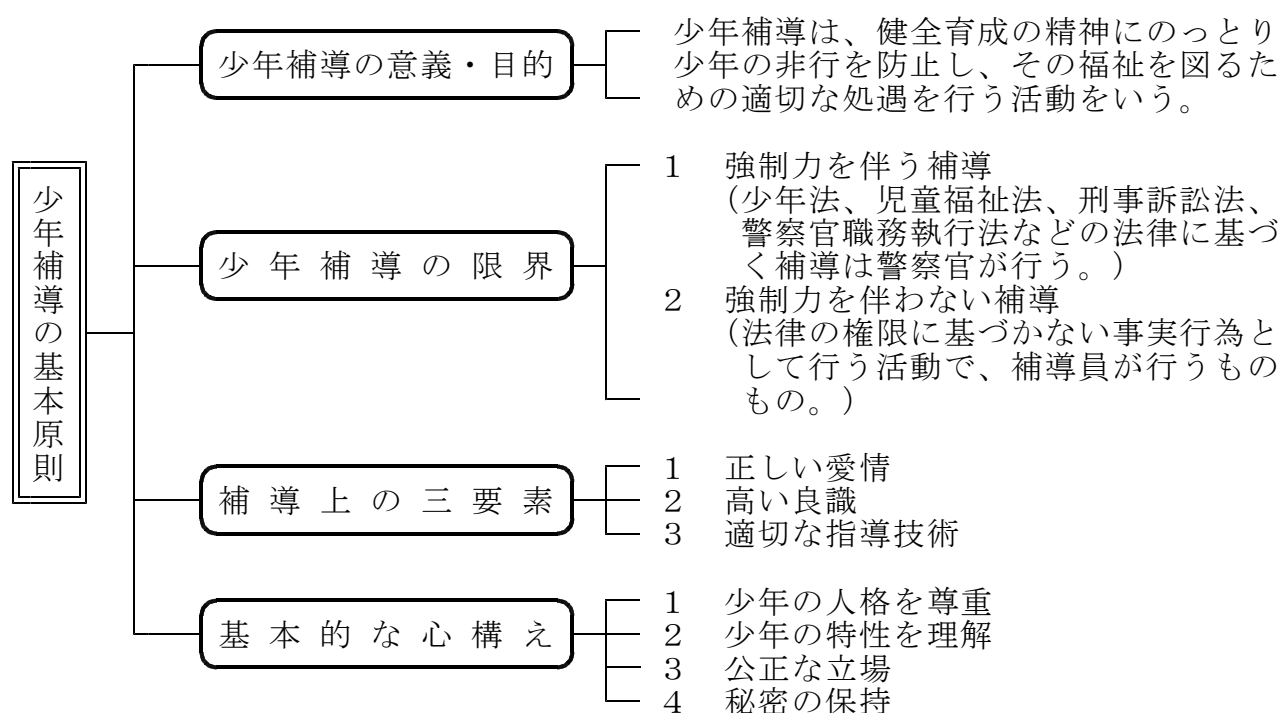
市役所、行政センター等に集合し、青少年センター車両に乗り合わせて巡視する。補導員は腕章、青少年センタージャンパー、ベストなどを身に付け、身分証明書を携行し、青少年の非行や問題行動を起こしやすい公園・大型店・駅を中心に巡視する。

(補導対象)

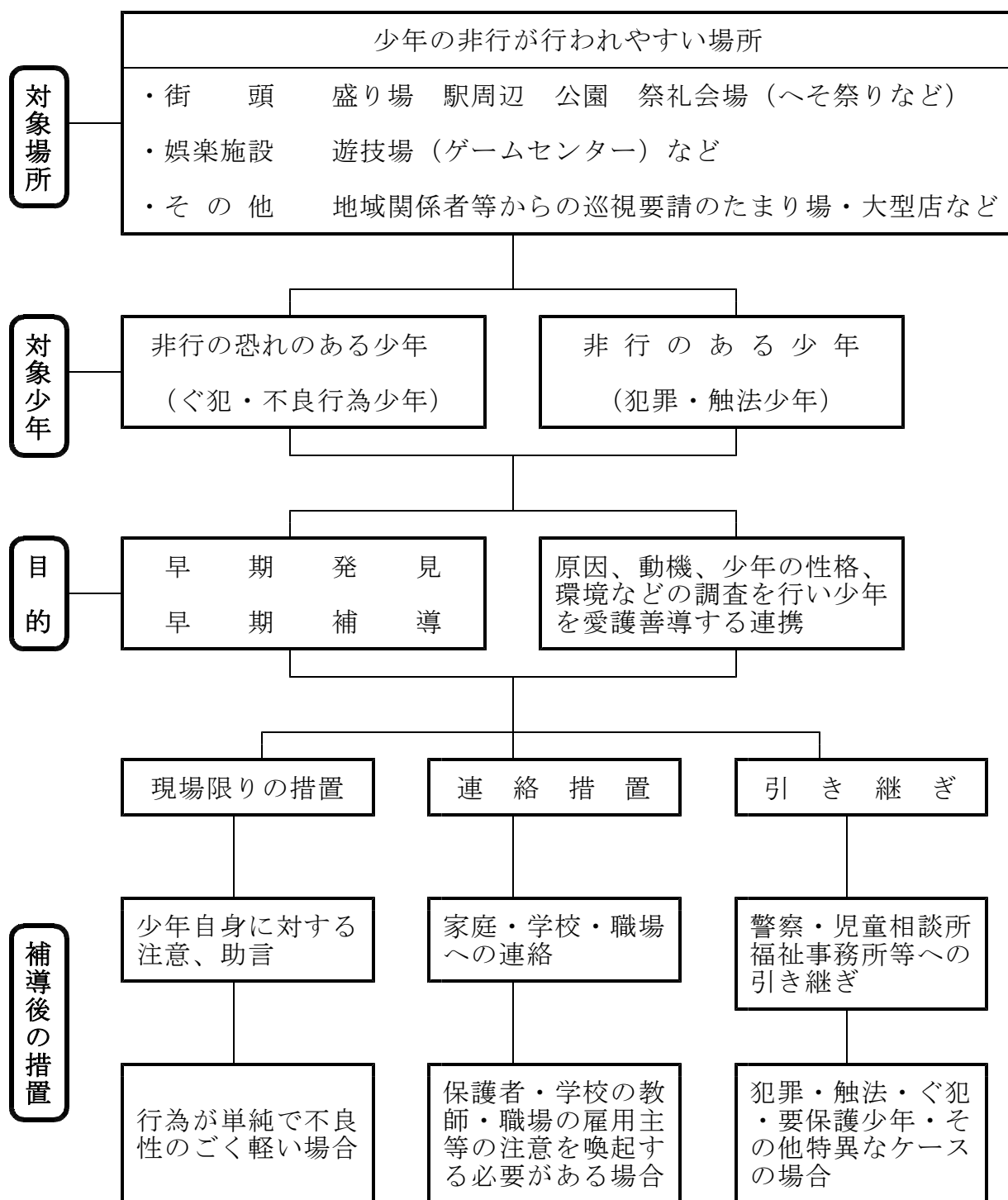
飲酒、喫煙など法令によって禁止されている行為、いじめや乱暴するなど他人に迷惑となる行為、ぐ犯から犯罪や触法行為にまで進展する恐れのある青少年。

(関係機関との連携)

触法行為・犯罪行為をしている非行青少年の場合や保護を要する青少年を発見した場合は、内容によって保護者・学校・福祉事務所・児童相談所・警察署等各種関係機関に通告または連絡して、専門的な措置や診断に委ねる。



(補導活動の概略)



3 相談活動の概要

(目的)

青少年やその保護者の持つ悩みを、電話・面接・電子メール・LINE相談によって解決の方向を見出すとともに、青少年の健全育成を図りながら非行などを未然に防止することを目的とする。

(相談対象者及び内容)

原則として、市内に在住、在学、在勤する青少年とその保護者を対象とし、青少年の悩み、非行、怠学など青少年問題全般に対応する。

(実施方法) 電話相談・面接相談・電子メール相談・LINE相談

青少年センター指導員が専用電話、パソコン等により受理返信または面接に応じる

(時間)

(1) 電話相談・面接相談

・受付・対応時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後4時30分
(祝祭日・年末年始除く)

(2) 電子メール・LINE相談

・受付時間：24時間
・返信時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後4時30分
(祝祭日・年末年始除く)

(場所) 市役所第二庁舎 青少年センターまたは教育相談室

(日に日に一よいこに)

(相談専用電話) 0279-22-4152 (直通)

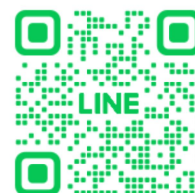
(相談専用電子メール) youth-s@city.shibukawa.gunma.jp

(相談専用LINE)

[LINE登録用] →

アカウント名：渋川市青少年センター_青少年相談窓口

ID：@074dqwci (R6.11.19～)



(守秘義務及び関係機関との連携)

相談内容及び相談上知り得た事項の秘密は厳守する。ただし、相談内容（緊急指導援助等が必要と考えられる内容）によって、学校や警察などと連携して対応する。

(備考) ・相談専用LINEについては、運営側LINEの都合により、令和6年度11月にIDを変更した

・渋川市青少年センター青少年相談員を廃止した（令和6年4月1日付）

4 環境浄化活動の概要

(目的)

青少年を取り巻く社会環境は、有害な図書・DVD・ビデオ、インターネットや携帯電話におけるトラブルなど、ますます悪化する傾向にある。また、青少年のたまり場となりやすいゲームセンターや大型店舗、駅などの地域環境が、青少年に悪影響を与える要因になりかねない。さらに、児童生徒を狙った不審者の出没などの騒ぎもあり、地域環境は年々憂慮される事態となっていると思われる。

関係機関と連携して環境浄化活動に努め、心身共に健全な青少年を育成することを目的とする。

(活動内容)

(1) まちなみスッキリ運動

- ・青少年を取り巻く環境浄化活動の一環として、市内各所の清掃活動や有害広告物の確認を行う。

(2) 白ポスト（有害図書回収箱）回収

- ・青少年には見せたくない「有害図書類等」を回収するための回収箱を設置及び管理する。（渋川駅、八木原駅、敷島駅に各1基設置）
- ・2か月に1度、回収作業を行い、その結果を集計する。

(3) 環境調査

- ・補導活動に併せて、有害図書等の陳列方法を常時監視する。また、有害な地域環境も常時監視する。
- ・「青少年を取り巻く地域環境調査」(青少年育成推進員事業)を3年に一度実施し、各地域の現状を把握しながら環境浄化活動に活用する。
(令和5年度実施)

(4) 「こども安全協力の家」推進事業

- ・児童生徒が不審者や痴漢に遭遇するなどして、身の危険を感じた時や、急病の時などに、保護等をしていただける家である。
- ・年度末に利用状況の調査を行う。

5 健全育成・啓発活動の概要

(目的)

青少年の居場所づくりと、青少年問題に対する市民意識の高揚とその活動への理解と協力を求めるために、関係機関と連携して実施する。

(活動内容)

(1) 青少年健全育成キャンペーン

- ・登校する児童・生徒にリーフレット等を配布しながら声かけを行い、青少年の健全育成や非行防止を呼びかける。

(2) 少年土曜教室

- ・青少年の居場所づくりと地域の人たちとのふれ合いの場として、市内小中学校の児童・生徒を対象とした「レタリング教室」の開催。

(3) 広報啓発活動

- ・「三季運動（春・夏・冬の青少年健全育成運動）」において、広報車による巡回・ポスター掲示・チラシの配布等の実施。

(4) その他

- ・「少年の主張 渋川市大会」の開催。

Ⅱ 令和6年度の活動

1 概況

(1) 補導活動

全体の声かけは1,968人で、前年度と比べると364人の増加となりました。小中高各年代とも増加していますが、特に中学生への声かけが3倍以上の増加を示しました。学校行事などで部活のない中学生が、駅前児童公園などで集団で遊んでいる様子を何度も見かけました。記録的な猛暑だった夏は、外での活動を控えていた子ども達が、秋以降に外での活動が多くなったように思われます。例年減少する冬場も、暖冬だった影響もあって、公園での声かけは前年度の2倍以上となりました。ゲームセンターでは、小学生は保護者と同伴の場合が多く声かけの件数はあまり多くありません。また、中高生を見かけても、ゲームに夢中になっていることが多く、その場合には声かけを控えるように心がけました。

声かけの内容は、「気をつけて帰って」「遅くならないようにね」などほとんどが帰宅の際の交通安全や早めの帰宅を促すものでした。

補導は、6月に渋谷駅前広場のベンチで制服姿でタバコを吸っていた高校生に注意した1件でした。喫煙を注意したあとで駅前交番に立ち寄り、警察官の巡回指導をお願いしました。夏場以降は、駅前に集まっていた高校生年代の若者を見かけることはありませんでした。

(2) 相談活動

全体の相談件数は17件で、前年度より24件の減少となりました。

①面接相談

面接相談件数は1件で、小学生女子の保護者からのLINEによるいじめ被害の相談でした。学校教育課を通して該当校に連絡し指導してもらうことが出来ました。

②電話相談

電話相談は、学童の指導員、小学生女子の保護者、高校生男子の保護者からの3件でした。相談内容は、家庭内の問題、いじめ、子どもの進路や学校生活に関するものでした。学校教育課に連絡したり、学校の先生に直接相談することを勧めたりしました。

③メール相談

メール相談件数はありませんでした。

④LINE相談

LINE相談は13件で、相談人数は7名でした。

生徒自身からの相談は4名で、部活動での悩みや家族のこと、進路に関する、友人関係のことなどでしたが、そのうちの2名からは、こちらが困っている内容を具体的に聞こうとするとアカウントをブロックされて相談が終了となっていました。

保護者からの相談は、子どもの登校渋り、幼稚園の対応への不満、子どもの性格の問題などでした。

(3) 環境浄化活動

①まちなみスッキリ運動（通学路における清掃や有害広告物の確認）の実施

②白ポスト（有害図書回収箱）の回収・集計（偶数月年6回）

③「こども安全協力の家」の推進

(4) 健全育成・啓発活動

①青少年健全育成キャンペーンの実施

②少年土曜教室（レタリング教室）の開催

③三季運動（春・夏・冬の青少年健全育成運動）の実施

④「少年の主張 渋谷市大会」の開催

2 街頭補導実施状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

社会状況の変化等を考慮し、令和6年度に補導体制を見直し現状に即した体制とし、33名の補導員を8班に分け、各班2人ずつの体制で補導を実施しました

(1) 補導巡視回数・従事者数

令和6年度	定例補導	特別補導	臨時	総計	延従事者数	備考
	179	2	1	182	427	特別補導(へそ祭り・列車内)

(2) 声かけ(学職別)

(人)

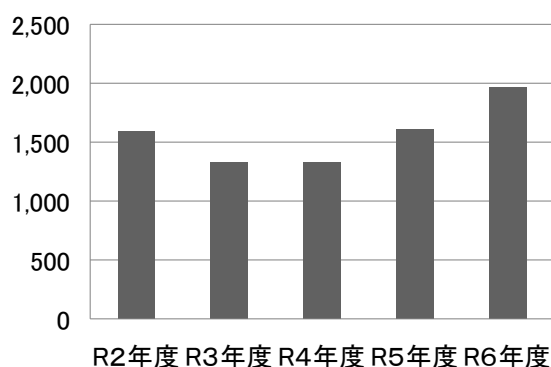
令和6年度	小学生		中学生		高校生		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
	353	196	424	185	481	209	103	17	

声かけ(過去5年)

(人)

推移	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	1,591	1,332	1,328	1,604	1,968

過去5年



※声かけ状況

コロナ禍が終わり外での活動の制限がなくなったことから、公園やゲームセンターでの声かけは増加しました。

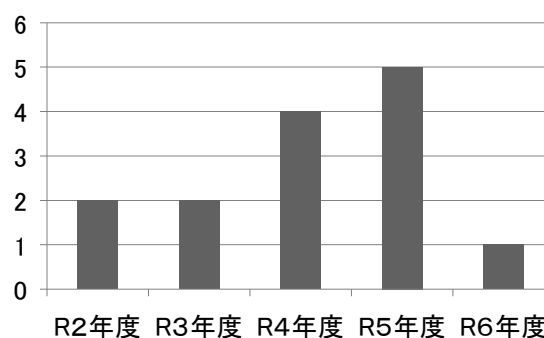
声かけの内容は励ましや安全面の注意を呼びかけるもので、挨拶するとほとんどの児童生徒が明るく返してくれました。

(3) 補導

①補導(過去5年)

補導	計	小学	中学	高校	他
R2年度	2	0	0	2	0
R3年度	2	0	0	2	0
R4年度	4	0	0	4	0
R5年度	5	0	5	0	0
R6年度	1	0	0	1	0

過去5年



②補導(学職月別)

補導	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小中生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校生	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
有無職他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

6年度は、渋谷駅前広場で喫煙している高校生を6月に見かけて注意し、駅前交番に巡回のお願いをしたことが1度だけありました。自転車の2人乗りを見かけて注意することはありませんでした。

3 電話（面接）・メール・LINE相談件数及び相談内容

令和6年4月1日～令和7年3月31日

（1）電話（面接）・メール・LINE相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談 人数	前年度 合計
面接相談	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
電話相談	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3	3	8
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
LINE相談	0	2	1	1	0	3	0	0	6	0	0	0	13	7	30
合計	0	3	2	1	0	3	1	0	6	1	0	0	17	11	41

（2）相談内容別件数

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	合計	前年度 合計	【参考】過去5年間					
項	目	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		R2	R3	R4	R5	R6	合計
1	非 行													0	0	0	18					18
2	異 性 ・ 性													0	0	0						0
3	交 友									2				0	2	2	17	7		1	2	27
4	い じ め			1				1		2				1	3	4	12	2	1		4	19
5	学 校 生 活				1					2				0	3	3	4	10	6	3	3	26
6	進 路		1											1	0	1	26	2	1	6	1	36
7	不 登 校							2						2	0	2		7		4	2	13
8	健 康													0	0	0	4	2	4			10
9	家 庭		1			1					1			2	1	3	3	6	5	1	3	18
10	就 労													0	0	0						0
11	引 き こ も り													0	0	0			1			1
12	人 間 関 係													0	0	0		1	3	25		29
13	し つ け													0	0	0						0
14	有 害 情 報													0	0	0						0
15	そ の 他		1					1						2	0	2	7	4	6	1	2	20
	合 計	0	0	3	0	1	1	0	0	3	0	0	1	0	0	6	8	9	27	41	17	200

4 白ポスト(有害図書類回収箱)回収結果

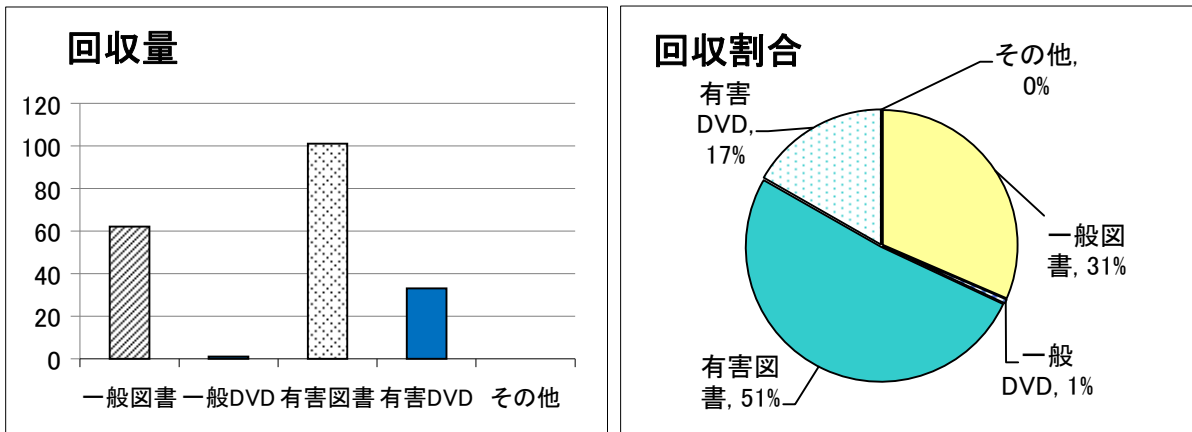
令和7年3月末

設置場所 ①渋谷駅 ②八木原駅 ③敷島駅
※回収は年6回実施



(1) 回収量 (①+②+③合計)

種類	一般図書	一般DVD	有害図書	有害DVD	その他	合計
回収量	62	1	101	33	0	197
前年度	115	1	144	113	3	376



※回収量のうち約68%は有害図書及び有害DVD類

前年度との比較

※全体の回収量は、前年度と比較すると約47%減少した。

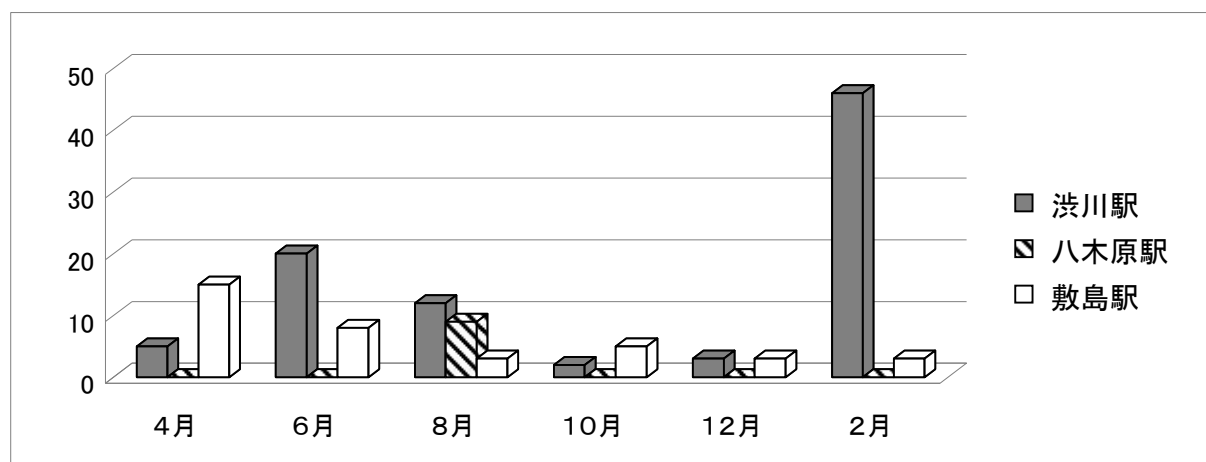
特に、有害DVDは約70%減少した。

(2) 有害図書・DVD等内訳

種類	アダルト系	暴力系	自殺系	その他	合計
有害図書類	101	0	0	0	58
有害DVD等	33	0	0	0	33
有害計	134	0	0	0	91
前年度	280	3	3	3	289

(3) 月別の推移(有害図書+有害DVD)

回収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	累計
渋谷駅	5	20	12	2	3	46	88
八木原駅	0	0	9	0	0	0	9
敷島駅	15	8	3	5	3	3	37



5 「こども安全協力の家」利用状況

令和6年度「こども安全協力の家」利用状況等実績



期 間		令和6年4月～令和7年3月	
協力の家指定総数		685戸	
利 用 者 総 数	小 学 生	460人	
	中 学 生	78人	
	高 校 生	130人	
	合 計	668人	
利 用 内 容	緊 急 避 難	0人	
	病 気	3人	
	荒 天 避 難	6人	
	ト イ レ 借 用	546人	
	電 話 借 用	5人	
	J ア ラ ー ト	0人	
	そ の 他	108人	
	合 計	668人	
No.	緊 急 避 難 の 内 容	学校区	対 応
1			
2			
3			
指 定 先 等 か ら の 主 な 意 見			
・児童減少、スクールバスの利用、通学路の変更、学童の利用等の理由により、こども安全協力の家の利用が少ない ・利用者はいないが、登下校の時間などはなるべく外の様子を見るようにしている ・建売住宅の急増により、休日などには子どもの元気な声が聞こえるようになった。 ・特に夏休みの利用が多い ・何度か積雪があり、スクールバス停留所付近の除雪を行い、子ども達の安全確保に努めた ・辞退はするが、今後も見守りは続ける ・会うと元気に挨拶をしてくれ、元気をもらえる ・登校時の街頭指導を実施している。子どもたちはマナー良く通学している ・「こども安全協力の家」がある事により、犯罪の抑止につながれば良い ・各家庭や人の状況等を調べているような人物が時々見かけられるので、日頃から近所同士、対面や電話等で情報交換をしている。			

6 青少年センター関係(関係団体主催含む)年間事業報告〔令和6年度〕

(ゴシック体：渋川市事業)

月 日	会 場	内 容
R6. 4. 10	市役所第二庁舎	第1回生徒指導連絡会
4. 17	金島ふれあいセンター	青少年センター補導員会総会
4. 24	市役所本庁舎	青少年育成推進員連絡協議会総会
4. 26	ぐんま男女共同参画センター	群馬県青少年育成推進会議第1回理事会
5. 18	ぐんま男女共同参画センター	群馬県青少年育成推進会議総会
5. 16	高崎市役所	県青少年補導センター補導員会連絡協議会総会
6. 7		第1回少年育成関係機関連絡会議(書面開催)
6. 11	市役所第二庁舎	青少年センター補導員会第1回理事会
6. 18	市役所第二庁舎	青少年育成推進員連絡協議会第1回役員会
6. 27	市役所第二庁舎	第1回青少年センター運営協議会
7. 4	金島ふれあいセンター	第46回少年の主張渋川市大会
7. 11	前橋合同庁舎	中部ブロック青少年育成推進研修会実行委員会
7. 12	市役所第二庁舎	第2回生徒指導連絡会
7. 14	市役所第二庁舎	第1回青少年問題協議会
6. 26 ～7. 18	市内中学校・高等学校	青少年健全育成キャンペーン
7. 15 ～8. 31	市内各所	夏の青少年健全育成運動
7. 20	金島ふれあいセンター	少年土曜教室(レタリング教室)
8. 3	前橋市中央公民館第	46回少年の主張中部地区大会
8. 22	緋の郷円形交流館	群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会 第1回役員会
9. 3	市役所第二庁舎	青少年育成推進員連絡協議会第2回役員会
9. 7	市内五差路付近	へそ祭り特別補導
9. 10	市役所第二庁舎	青少年センター補導員会第2回理事会
9. 21	県総合公社ビル	第46回少年の主張群馬県大会
9. 27	JR上越線・吾妻線	列車内特別補導
10. 12	前橋合同庁舎	中部地区家庭教育支援連携会議
10. 14	吉岡町文化センター	全国地域安全運動渋川・北群馬地区大会
10. 16	県生涯学習センター	中部地区地域と学校の連携・協働推進研修会
11. 2	市役所第二庁舎	しぶかわ市民まなびの日
11. 9	県生涯学習センター	中部ブロック青少年育成推進研修会
11. 12	市役所第二庁舎	青少年育成推進員連絡協議会第3回役員会
11. 13	県庁ビクターセンター	第2回少年育成関係機関連絡会議
11. 15	赤堀芸術文化プラザ	群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会研修会
11. 30	県公社総合ビル	群馬県青少年育成大会
12. 6	金島ふれあいセンター	人権教育講演会
12. 7	県生涯学習センター	地域と学校の連携・推進フォーラム
12. 11	市役所第二庁舎	第3回生徒指導連絡会
12～1月	市内各所	まちなみスッキリ運動
12. 15 ～1. 31	市内各所	冬の青少年健全育成運動
12. 19	群馬県公社総合ビル	県・市町村青少年相談担当職員研修
R7. 1. 18	渋川公民館	青少年育成推進員連絡協議会・ 青少年センター補導員合同研修
2. 8	群馬県公社総合ビル	群馬県青少年育成推進員・補導員合同研修会
3. 4	市役所第二庁舎	青少年育成推進員連絡協議会第4回役員会
3. 5	市役所第二庁舎	第4回生徒指導連絡会
3. 11	市役所第二庁舎	青少年センター補導員会第3回理事会
3. 12	ぐんま男女共同参画センター	群馬県青少年育成推進会議第2回理事会
3. 1～14		第2回青少年センター運営協議会(書面開催)
3. 17	緋の郷円形交流館	群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会 第2回役員会
3. 15 ～4. 30	市内各所	春の青少年健全育成運動

Ⅲ 令和7年度の活動

1 活動方針

青少年健全育成関係機関及び団体と連携・協力しながら取り組みを行う。

重 点 施 策	活 動 内 容
1 補 導 活 動 の 充 実	青少年の非行防止、健全育成を図ることを目的に青少年補導員による補導巡視を実施し、特に青少年のつまづきを早期に発見・防止する。 (1) 定例補導計画を着実に実施し、積極的な声かけを実践する。 (季節・場所・時間帯等考慮した補導巡視) (2) 特別補導計画により、青少年補導員や警察等の関係者の協力を得て実施する。(へそ祭り等の行事や、列車内における補導巡視) (3) 学校・地域・関係者との連携を密にし、巡回コースの検討や問題点の早期発見・早期指導に努める。 (4) 補導員の資質向上を図るため、声かけや指導についての研修会を開催する。
2 相 談 活 動 の 充 実	悩みを持つ青少年や、保護者等の関係者からの相談を随時受けられる体制をつくり、関係機関との連携により適切な解決を図る。 (1) 相談活動は関係機関との連携を強化し、情報共有及び具体的方策の情報収集等を行い相談業務の充実を図る。 (2) 電子メール・LINE(ライン)相談については、相手の状況を推測し、親切・丁寧な文章を速やかに返信する。また、手段を電話(面接)相談につなげるよう努める。 (3) 相談活動の周知・啓発を強化し、安心して利用できる相談所であることをアピールする。(小・中・高等学校及び特別支援学校にチラシ配布、公共施設窓口へチラシ設置、広報及びホームページ、市公式SNSへの掲載) (4) 相談員は、研修会に積極的に参加し資質向上に努める。
3 環 境 浄 化 活 動 の 推 進	有害な図書やDVD(ビデオ)等の氾濫に見られるように、青少年を取り巻く環境は、より一層悪化する傾向にあるため、健全育成関係機関・団体との連携を密にし、環境浄化活動の推進に努める。 (1) 通学路を中心に清掃、危険箇所の点検、有害広告物の確認を目的とした「まちなみスッキリ運動」を継続する。 (2) 有害図書・DVD等を回収し、環境の浄化を図る。(有害図書回収箱(白ポスト)の設置・管理) (3) 3年に一度地域環境調査を実施し、関係事業者の状況把握に努めるとともに、環境浄化活動への協力を依頼する。(次回令和8年) (4) 関係機関との協力及び広報やホームページ等に掲載して「こども安全協力の家」の指定戸数維持を図る。また、児童・生徒に対して、協力の家事業を周知するように働きかけ、併せて利用マナーの向上を図る。
4 健 全 育 成 ・ 啓 発 活 動 の 推 進	7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「春・夏・冬の青少年を非行から守る運動」並びに、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」を中心に関係機関、団体等と提携し、市民一人ひとりの青少年の健全育成に対する意識の高揚を図る。 (1) 「青少年健全育成キャンペーン」の実施。登校する児童・生徒に啓発チラシを配布し、青少年の健全育成や非行防止を呼びかける。 (2) 「少年土曜教室」の実施。青少年の居場所づくりと地域の人たちとのふれ合いの場として、市内小中学校の児童生徒を対象とする。 (3) 春・夏・冬の青少年健全育成「三季運動」の実施。市内巡回広報啓発活動や大型店舗前での声かけ運動を実施する。 (4) 「少年の主張 浜川市大会」の開催。少年が、日ごろの生活で感じていることや考えていることを発表する機会を与え、社会の一員としての自覚を高める。

2 青少年センター関係(関係団体主催含む)年間事業計画 [令和7年度]

月	事業内容	
4月	・第1回生徒指導連絡会 ・市町村青少年行政推進会議(書面会議) ・青少年育成推進員連絡協議会総会(4/17) ・青少年センター補導員会総会(4/23) ・群馬県青少年育成推進会議第1回理事会・設立60周年記念事業 第2回実行委員会(4/25)	
5月	・群馬県青少年育成推進会議総会(5/14) ・群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会総会(5/15)	
6月	・青少年センター補導員第1回理事会(6/10) ・青少年育成推進員連絡協議会第1回役員会(6/17)	
7月	・第1回青少年問題協議会(7/4) ・第47回少年の主張渋川市大会(7/3) ・中部ブロック青少推研修会実行委員会(7/11) ・第1回青少年センター運営協議会(7/11) ・青少年健全育成キャンペーン(7/3～7/16) ・夏の青少年健全育成運動(7/15～8/31) ・第2回生徒指導連絡会 ・第1回群馬県青少年補導センター連絡協議会(7月)	青少年の被害・非行防止強調月間
8月	・群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会第1回役員会(8/21) ・第47回少年の主張中部地区大会(8/3) ・中部地区 地域と学校の連携・協働推進フォーラム(8/5) ・夏の青少年健全育成運動(7/15～8/31)	
9月	・青少年育成推進員連絡協議会第2回役員会(9/4) ・へそ祭り特別補導(9/6) ・青少年センター補導員会第2回理事会(9/11) ・第47回少年の主張群馬県大会(9/20) ・第6回ぐんまの子ども・若者支援フォーラム(9/21) ・列車内特別補導(9/30)	
10月	・地域安全運動渋川・北群馬地区大会(10/13) ・中部地区 地域と学校の連携・協働 推進研修会(10/15)	
11月	・しぶかわ市民まなびの日(11/1) ・少年土曜教室(11/1) ・中部ブロック青少年育成推進研修会(11/8) ・群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会研修会(11/14) ・群馬県青少年育成大会(11/29) ・少年育成関係機関連絡会議 ・青少年育成推進員連絡協議会第3回役員会	子ども・若者育成支援強調月間
12月	・まちなみスッキリ運動 ・第3回生徒指導連絡会 ・冬の青少年健全育成運動(12/15～1/31)	
1月	・まちなみスッキリ運動 ・青少年育成推進員連絡協議会・青少年センター補導員会合同研修	
2月	・第2回青少年センター運営協議会 ・群馬県青少年育成推進員青少年補導センター補導員合同研修会(2/7) ・こども安全協力の家利用状況調査	
3月	・青少年育成推進役員連絡協議会第4回役員会 ・青少年センター補導員会第3回理事会 ・第4回生徒指導連絡会 ・こども安全協力の家利用状況調査 ・群馬県青少年育成推進会議第2回理事会 ・群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会第2回役員会(3/17) ・春の青少年健全育成運動(3/15～4/30)	

IV 関係団体事業

1 渋川市青少年センター補導員会

令和7年度 渋川市青少年センター補導員会事業計画

1 活動方針

青少年に深い愛情を持って接し、適切な指導・助言を与え、社会の一員として自立できるように導くための活動に取り組みます。また、補導員相互の連絡・協議と個々の資質向上を図り、補導員としての任務遂行に万全を期すために各種事業を実施する。

2 会議

補導員会活動の各種活動を計画・実施するために会議を開催する

- (1) 総会
- | | |
|-----|--|
| 期 日 | 令和7年4月23日 (水) |
| 場 所 | 市役所第二庁舎 |
| 内 容 | 令和7年度事業報告・収支決算報告
令和7年度事業計画案・予算案
令和7年度役員案 |

(2) 理事会

- | | |
|-----|---------------|
| 期 日 | 令和7年6月10日 (火) |
| 場 所 | 市役所第二庁舎 |
| 期 日 | 令和7年9月11日 (木) |
| 場 所 | 市役所第二庁舎 |
| 期 日 | 令和8年3月中旬 |
| 場 所 | 市役所第二庁舎 |

3 研修

補導員個々の資質向上を目的として、全補導員を対象に年間2回の研修を開催する。

- (1) 期 日 令和7年4月23日 (水)
- | | |
|-----|------------------|
| 場 所 | 市役所第二庁舎 |
| 内 容 | 「青色防犯パトロール実施者講習」 |
| 講 師 | 渋川警察署生活安全課長 様 |
- (2) 渋川市青少年センター補導員会・青少年育成推進員連絡協議会合同研修会
- | | |
|-----|---------------------|
| 期 日 | 令和8年1月24日 (土) (調整中) |
| 場 所 | 市役所第二庁舎 |
| 内 容 | 未定 |

4 補導活動

補導員33名が8班編成で行う定例補導と、特別補導として「へそ祭り特別補導」「列車内特別補導」を実施する。

- (1) 定例補導
- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 期 日 | 令和7年5月～令和8年3月 |
| 内 容 | 午前10時、午後3時、午後4時、午後7時から
それぞれ2時間程度実施 |
- (2) 特別補導
- ア へそ祭り特別補導

- 期 日 令和7年9月6日 (土)
- イ 列車内特別補導
- 期 日 令和7年9月30日 (火)
- 場 所 上越線
- ※前橋市青少年補導員と合同実施

5 渋川市青少年育成関係団体との協力事業

青少年健全育成に係る各種事業・研修会等に参加し、情報の共有・関係団体との連携強化を図る。

- (1) 第47回「少年の主張」渋川市大会
- | | |
|-----|--------------|
| 期 日 | 令和7年7月3日 (木) |
| 場 所 | 金島ふれあいセンター |
- (2) しぶかわ市民まなびの日
- | | |
|-----|--------------------------|
| 期 日 | 令和7年10月29日 (水)～11月4日 (火) |
| 場 所 | 市役所第二庁舎 |
- (3) 渋川市青少年育成推進員連絡協議会研修会
- ※令和6年度より合同開催

6 群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会関係事業

県内の青少年に関わる情報の共有化を図り、共通する課題について協議することを目的として、県補導員会連絡協議会主催会議・研修会へ参加する。

- (1) 総会
- | | |
|-----|---------------|
| 期 日 | 令和7年5月16日 (木) |
| 場 所 | 伊勢崎市 |
- (2) 第1回役員会
- | | |
|-----|---------------|
| 期 日 | 令和7年8月21日 (木) |
| 場 所 | 太田市 |
- (3) 研修会
- | | |
|-----|----------------|
| 期 日 | 令和7年11月14日 (金) |
| 場 所 | 太田市 |
- (4) 青少年育成推進員・青少年補導センター補導員合同研修会
- | | |
|-----|--------------|
| 期 日 | 令和8年2月7日 (土) |
| 場 所 | 群馬県公社総合ビル |
- (5) 第2回役員会
- | | |
|-----|----------|
| 期 日 | 令和8年3月予定 |
| 場 所 | 太田市 |

7 群馬県関係事業

- (1) 第47回「少年の主張」中部地区大会
- | | |
|-----|--------------|
| 期 日 | 令和7年8月3日 (日) |
| 場 所 | 群馬県青少年健全育成大会 |
- (2) 群馬県青少年健全育成大会
- | | |
|-----|----------------|
| 期 日 | 令和7年11月29日 (土) |
| 場 所 | 群馬県公社総合ビル |

8 その他参加事業

- 全国地域安全運動渋川・北群馬地区大会
- | | |
|-----|------------------|
| 期 日 | 令和7年10月13日 (月・祝) |
| 場 所 | 未定 |

2 渋川市青少年育成推進員連絡協議会

令和7年度 渋川市青少年推進連絡協議会事業計画

1 活動方針

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として使命と役割を持って自立できよう、関係行政機関や団体と連携し、青少年の健全育成運動に取り組むとともに、青少年の人格を尊重し、その権利の保障に留意しながら活動を促進します。

2 会議

- (1) 総会 令和6年度事業報告、令和7年度事業計画を議決する。
 - (2) 役員会 令和4年度開催し、総会に付議すべき事項、総会で議決された事業計画の執行に関する事項、その他会務の執行に関する事項について議決する。
- また、会長が必要と認めたときは、臨時役員会を開催する。

3 連絡協議会主催事業

- (1) 健全育成キャンペーン 登下校する児童・生徒に啓発チラシを配布しながら、青少年の健全育成や非行防止を呼びかける。
- (2) 研修会 青少年育成推進員の資質向上を図るために必要な研修を行う。
- (3) まちなみススキリ運動 環境浄化活動の一環として、通学路を中心に清掃活動や違反広告物の確認を実施するとともに、通学路における危険箇所の点検を併せて行う。
- (4) 地域環境調査 地域の環境状況を把握するため、青少年が影響を受けやすい各種店舗やたまり場などの調査を実施する。

4 各地区推進員協議会活動

各地区推進員協議会において、環境浄化活動、健全育成活動、非行防止活動を積極的に計画実施し、青少年健全育成活動の推進を図る。

5 青少年育成関係団体との協力事業

青少年育成関係諸団体との連携を図るため、研修等各種活動において、積極的な事業参加や協力体制を図り、関係諸団体との活動を充実させる。

6 群馬県青少年育成推進会議関係行事

群馬県青少年育成推進会議の実施する会議および各事業へ積極的に参加し、群馬県青少年育成推進会議との意思疎通を図り、健全育成活動の活性化を進めるとともに、青少年育成推進員の資質向上を図る。

(1) 渋川市青少年推進連絡協議会主催事業及び青少年健全育成関係団体の事業計画

期 日	場 所	内 容
4月17日(木)	渋川公民館	定期総会
6月17日(火)	市役所第二庁舎	第1回役員会
7月3日(木)	金島ふれあいセンター	「少年の主張」渋川市大会
7月上旬～中旬	市内中学校・高等学校	青少年健全育成キャンペーン
9月4日(木)	市役所第二庁舎	第2回役員会
10月29日(水) ～11月4日(火) 中旬	市役所第二庁舎	しぶかわ市民まなびの日
11月	市役所第二庁舎	第3回役員会
12月～翌年1月	市内各所	まちなみススキリ運動
1月24日(土) 調整中	市役所第二庁舎	青少年センター補導員合同研修会
3月上旬～中旬	市役所第二庁舎	第4回役員会

(2) 群馬県青少年育成推進会議関係の事業予定

期 日	場 所	内 容
4月25日(金)	昭和庁舎	第1回理事会・設立60周年記念事業 第2回実行委員会
5月14日(水)	前橋合同庁舎	通常総会
7月11日(金)	前橋合同庁舎	中部ブロック研修会実行委員会
8月3日(日)	伊勢崎市あすまホール	「少年の主張」中部地区大会
8月5日(土)	群馬県生涯学習センター	地域と学校の連携・推進フォーラム
9月20日(土)	群馬県公社総合ビル	「少年の主張」群馬県大会
10月15日(水)	生涯学習センター	中部地区 地域と学校の連携・協働 推進研修会
11月8日(土)	群馬県公社総合ビル	中部ブロック研修会
11月29日(土)	群馬県公社総合ビル	群馬県青少年育成大会
令和8年 2月7日(土)	未定	青少年育成推進員・補導員合同研修会
3月下旬	群馬県庁	第2回理事会
7月15日～8月31日	群馬県庁	夏の青少年健全育成運動
12月15日～1月31日	群馬県庁	冬の青少年健全育成運動
3月15日～4月30日	群馬県庁	春の青少年健全育成運動
4月25日(土)	群馬県公社総合ビル	設立60周年記念事業

V 資 料

1 条例等

(1) 渋川市青少年センター条例

(設置)

第1条 青少年の健全育成及び非行防止を図るため、本市に渋川市青少年センター（以下「青少年センター」という。）を設置する。

第2条 青少年センターは、渋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）事務局内に置く。

(事業)

第2条 青少年センターは、次の事業を行う。

(1) 青少年補導

(2) 青少年相談

(3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全育成及び非行防止のため必要な事業(管理)

第3条 青少年センターは、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 青少年センターに所長その他の必要な職員を置く。

(運営協議会)

第5条 青少年センターの円滑な運営を図るため、渋川市青少年センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会委員（以下「委員」という。）は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合、新たに任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補導員)

第6条 青少年センターの事業を推進するため、青少年センターに渋川市青少年補導員（以下「補導員」という。）を置く。

2 補導員は、教育長が委嘱する。

3 補導員の定数は、60人以内とする。

4 補導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 補導員が欠けた場合、新たに委嘱された補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導員)

第7条 青少年センターの事業を推進するため、教育長が任命する指導員を置く。

2 指導員の数は、2人以内とする。

3 指導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 指導員が欠けた場合、新たに任命された指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される補導員の任期は、第6条第4項の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。

3 この条例の施行後最初に任命される指導員の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

平成18年2月20日
条例第109号

(2) 渋川市青少年センター条例施行規則

平成18年2月20日
教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、渋川市青少年センター条例（平成18年渋川市条例第109号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 渋川市青少年センター（以下「青少年センター」という。）は、その目的達成のため次の事務をつかさどる。

(1) 青少年健全育成事業の推進に関すること。

(2) 青少年関係機関及び団体等の連絡調整に関すること。

(3) 青少年非行の早期発見と補導に関すること。

(4) 青少年問題の相談に関すること。

(5) 青少年問題に関する調査研究に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項(職員)

第3条 青少年センターの所長は、上司の命を受け、その所管する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

(委員)

第4条 条例第5条に規定する委員は、次に掲げる者のうちから任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 市内学校の教職員

(3) 学識経験者(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(補導員)

第7条 補導員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 民生児童委員

(2) 社会教育関係団体指導者

(3) 青少年に関係する団体の指導者

(4) 市内学校の教職員

(5) その他適当と認める者(指導員)

第8条 指導員は、所長の命を受け、青少年センターの事業に従事する。

2 指導員の服務等については、別に定めるところによる。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(3) 渋川市青少年センター勤務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定める者を除き渋川市青少年センターの補導員、相談員、指導員及び職員（以下「補導員等」という。）の勤務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務心得)

第2条 補導員等は、青少年の特性を理解し、深い愛情をもって青少年に接するとともに、基本的人権を尊重し、その将来を考慮して秘密を保持しなければならない。

(街頭補導)
第3条 街頭補導は、原則として警察官と同行して行い、身分証明書（様式第1号）を携行の上、必要があるときはこれを呈示しなければならない。特にこの際受傷その他の事故及び災害の発生防止に注意しなければならない。

(補導対象者)
第4条 街頭補導、継続補導及び青少年相談の対象は、次に掲げる行為者をいう。
(1) 触法行為 (13) 不純異性交遊
(2) 凶器所持 (14) 飲酒
(3) 乱暴 (15) 喫煙
(4) けんか (16) 不良交遊
(5) たかり (17) 不良団加盟
(6) 家出及び浮浪 (18) 盛り場はいかい
(7) 無断外泊 (19) 不健全娯楽場への出入り
(8) 怠学 (20) と博類似行為
(9) 怠業 (21) 夜遊び
(10) 金銭濫費 (22) 危険な遊び
(11) 物品持ち出し (23) その他不健全あるいは危険な行為及びその
(12) 婦女いたずら おそれのある行為

(街頭補導の場所)
第5条 街頭補導は、次に掲げる場所において対象者に適切な補導もしくは措置を行うものとする。
(1) 風俗営業の場所
(2) 盛り場
(3) 遊技場
(4) デパート、スーパーマーケット
(5) その他非行あるいは危険な行為の行われやすい場所
(青少年相談)

第6条 青少年の非行防止又は対象者の福祉に関する時は、補導員等は、適切な相談、補導若しくは措置を行うものとする。
(継続補導)
第7条 次に掲げる対象者は、引き続きいて適切な補導を行うものとする。
(1) 保護者から依頼のあった者
(2) 非行防止上必要があるとみとめられる者

(処理方法)
第8条 補導員、指導員及び職員は、街頭補導によって対象者を補導した場合は、街頭補導カード（様式第2号）に記入しなければならない。
2 相談員、指導員及び職員が青少年問題について相談を受けた時は、相談受理簿（様式第3号）に記載し、その状況を明らかにしておくかなければならない。
3 街頭補導及び青少年相談において、その対象者に犯罪（触法）行為があることが判明したときは、補導連絡カード（様式第4号）に記載し、所長の指揮を受けて適切な処理を行うものとする。

(報告)
第9条 指導員及び職員は、街頭補導終了後取り扱った事項を補導日誌（様式第5号）に記載して所長に報告しなければならない。
2 相談員、指導員及び職員は、相談活動終了後取り扱った事項を相談日誌に記載して所長に報告しなければならない。

(継続補導担当者)
第10条 所長は、それぞれの非行の状況により、継続補導を担当する職を決定するものとする。
2 継続補導を担当する職員は、その状況、所見を補導連絡カードに記載しておくかなければならない。
附 則
この要綱は、平成18年2月20日から施行する。
平成21年4月1日一部改正

(4) 渋川市青少年センター補導員会規則

(趣旨)
第1条 この規則は、渋川市青少年センター補導員会則(以下「会則」という。)の規定に基づき、

渋川市青少年センター補導員会の会費(以下「会費」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。
(会費の返還)
第2条 会則第6条第2項の規定に基づく会費は、次に掲げる補導員会の活動がやむを得ず中止及び減少した場合には会費の一部を渋川市青少年補導員(以下「補導員」という。)に返還することができる。

(1) 街頭補導活動
(2) 渋川市青少年センター補導員会研修会
(3) 群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会研修会
2 会費の返還額は、理事会の議決を経て会長が定める。

(返還方法)
第3条 会費は、前条第1項の規定により、活動年度の3月31日までに返還するものとする。

附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和2年9月3日から施行する。

(5) 渋川市青少年センター補導員会会則

第1条 本会は、渋川市青少年センター補導員会（以下「補導員会」という。）と称し、事務所を渋川市青少年センター内に置く。

第2条 補導員会は、渋川市青少年補導員（以下「補導員」という。）をもって組織する。

第3条 補導員会は、補導員としての任務遂行の万全を期すため、補導員相互の連絡協調と研修並びに親睦を図り、青少年の健全育成に資することを目的とする。

第4条 補導員会に、次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 3名
(3) 会計・庶務 2名
(4) 監事 2名
(5) 理事 若干名

2 会長は、補導員会を代表し会務を総括する。
3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
4 会計庶務は、庶務会計を担当し会務を掌理する。
5 監事は、会計を監査する。
6 理事は、補導員会の運営にあたる。
7 1項の5号を除く役員は、理事会において選出し、総会で承認する。
8 理事は、各街頭補導班を代表する各1名をもってあてて。
9 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
10 役員に欠員が生じた場合は、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 補導員会の会議は、総会及び理事会とし会長がこれを招集する。
2 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは随時に招集することができる。
3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催し、理事会は会務を審議する。
4 会議は、出席者の過半数の賛同により議決され、可否同数のときは議長がこれを決する。

第6条 補導員会の経費は、補助金、寄附金、その他の収入をもってあてて。
2 補導員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条 補導員会の会則の改正は、総会の議決による。
2 この会則を実施するために必要な規則は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成18年2月20日から施行する。
平成19年4月24日一部改正
平成21年4月22日一部改正
令和 4年4月 1日一部改正
令和 5年4月26日一部改正
この会則は、議決の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(6) 渋川市青少年問題協議会条例

平成18年2月20日
条例第108号

(設置)

第1条 管内における青少年に関する施策の連絡調整を図り、その効果的推進を期し、もって、青少年の健全な育成を図るため、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、渋川市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び管内関係行政機関に意見を述べることができること。
- (組織)

第3条 協議会は、会長及び委員20人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 協議会に、委員の互選により、副会長1人を置く。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育委員
- (2) 関係機関団体代表
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合、新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

- 第5条 会長は、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ、会長が指定した委員が、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第7条 協議会に、専門事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(7) 渋川市青少年育成推進員設置運営要綱

(目的及び設置)

第1 青少年健全育成及び非行防止対策（以下「対策」という。）を推進するため市の 行う青少年施策に対する協力並びに市民運動の推進者として、市に青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(定義)

第2 この要綱で「青少年」とは、0歳からおおむね30歳未満までの者をいう。

(活動内容)

第3 推進員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 青少年の実態を把握すること。
- (2) 青少年の育成補導に関し関係行政機関に協力すること。
- (3) 住民の青少年に対する関心を高め、青少年問題に対する啓もう及び社会環境浄化を促進すること。

(4) 青少年団体の育成援助及び末組織青少年の組織化に努めること。

(5) 青少年の余暇利用及び諸行事の実施に関し援助指導を行うこと。

(6) 青少年の非行防止に努めること。

(7) 青少年関係団体の青少年対策における協力的体制化を図り、その活動を促進すること。

(委嘱)

第4 推進員は、青少年の健全育成に熱意を有する者で、原則として行政区ごとに、1名以上自治会長が推薦したものについて市長が委嘱する。ただし、地域の実情により 行政区ごとの推薦が困難な場合、隣接する複数の行政区から1名以上の推薦とすることができるとができる。

2 推進員の年齢は、委嘱する年の3月31日現在の年齢が18歳以上とする。ただし、高校生を委嘱することはできない。

3 推進員の任期は、3年とする。

(活動方法)

第5 推進員の活動は、次の各号により行うものとする。

(1) 推進員は、関係行政機関及び団体と連絡協調して、その活動を行うものとする。

(2) 推進員は、円滑な活動を期するため、市教育委員会青少年担当職員及び各警察署少年係等の指導助言を求める。

(3) 推進員は、青少年の非行を発見したときは、その都度善導に努め、又は関係機関と連絡しその機能に協力するものとする。

(4) 推進員は、活動を行うとき、青少年の人格を尊重しその権利の保障に留意しなければならない。

(5) 推進員は、活動に当たって、相互に協力しなければならない。

(6) 推進員は、原則として第4の1項に定める選出された自治会長と協力して活動を行うものとする。

(連絡協議会)

第6 推進員は活動上の連絡・協議のため、青少年育成推進員連絡協議会を設ける。

(市青少年問題協議会及び市の青少年育成に係る審議会等との関係)

第7 推進員は、青少年問題協議会や市の青少年育成に係る審議会等の審議等に基づき 策定する市の青少年施策に協力するとともに、地域活動及び団体活動を通して市民運動を促進するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。ただし、この要綱の施行後最初に委嘱される推進員の任期は、第4第3項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(8) 渋川市青少年育成推進員連絡協議会規約

- (名称)

第1条 本協議会は、渋川市青少年育成推進員連絡協議会という。
(事務局)

第2条 本協議会は、事務局を渋川市青少年センター内に置く。
(構成)

第3条 本協議会は、県及び渋川市で委嘱された青少年育成推進員（以下「推進員」という。）をもつて構成する。

(組織)

第4条 本協議会は、渋川市内の各地区青少年育成推進員協議会（以下「各協議会」という。）をもつて組織する。

(目的)

第5条 本協議会は、各協議会並びに渋川市内の推進員の活動に関する連絡調整及び渋川市の青少年対策の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 推進員の活動に関する連絡協議に関すること。
(2) 青少年対策推進に関する広報活動に関すること。
(3) 家庭の健全化を図るための諸活動に関すること。
(4) 青少年の非行防止のための諸活動に関すること。
(5) 社会環境の浄化を図るための諸活動に関すること。
(6) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業。

(役員)

第7条 本協議会に次の役員を置く。
(1) 会 長 1 名
(2) 副会長 2 名
(3) 書記 2 名
(4) 理事 4 名

(役員の選任)

第8条 役員は、各協議会から1名を推薦された者の中から互選するものとする。
(役員の職務)

第9条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。
3 書記は、本協議会の事務を担当する。
4 理事は、本協議会の運営にあたる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本協議会の会議は、総会及び臨時総会、役員会、各協議会会議とする。
2 総会は、毎年1回開催し、次の事項を議決する。
(1) 事業計画に関すること。
(2) 規約の変更及びその他の重要事項に関すること。
3 臨時総会は、必要に応じ開催することができる。
4 役員会及び各協議会会議は、必要に応じ随時開催する。

(会議の招集)

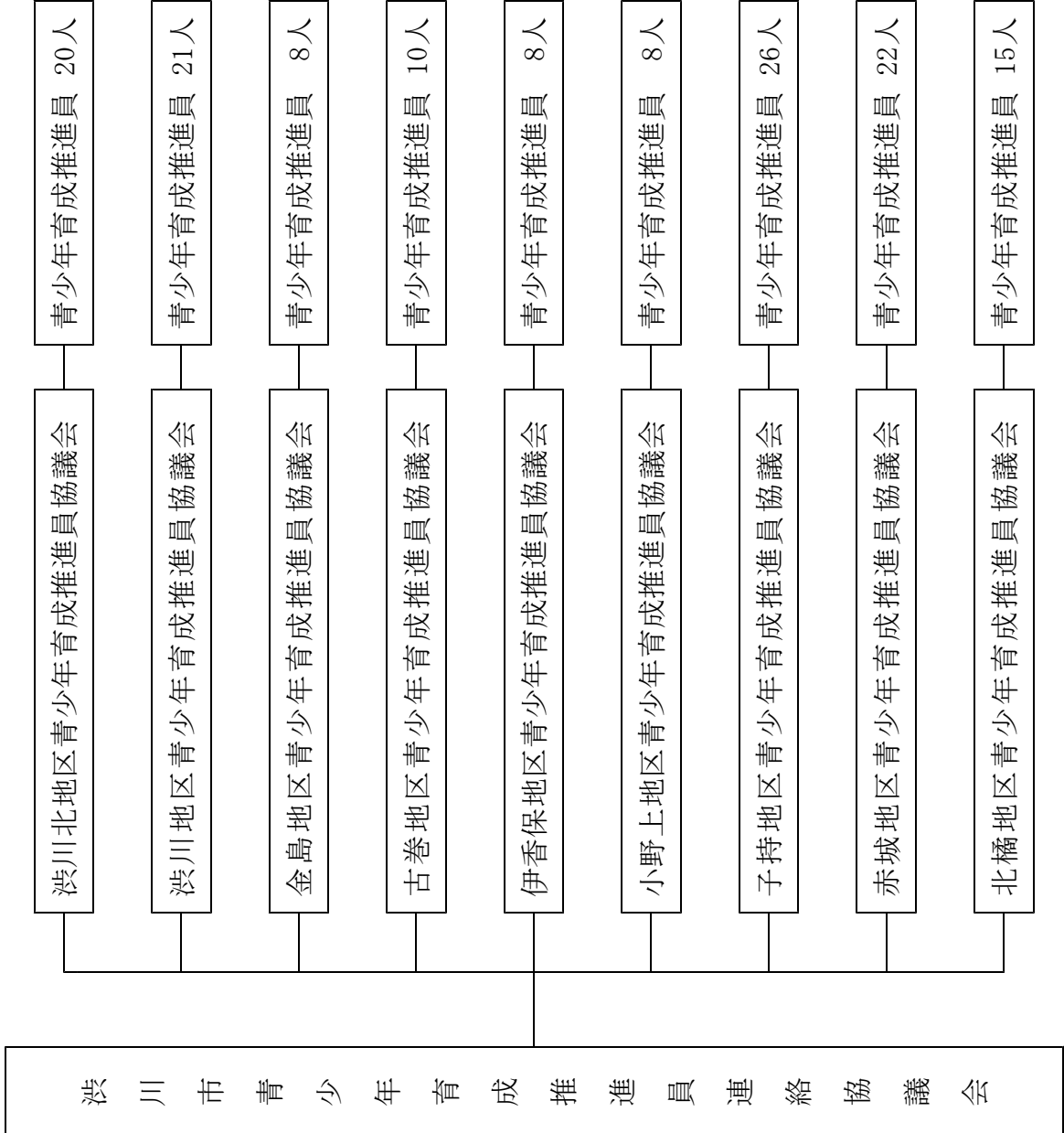
第12条 会議は、会長または各協議会長が招集し、その議長となる。
(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成18年2月20日から施行する。ただし、この規約の施行後最初の役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

【組織図】



(9) 渋川市青少年育成推進員顕彰基準

- 1 推進員として6年以上活動し退任した者のうち、その活動が顕著で所属する部会長から推薦された者については、推進員の委嘱替えによる委嘱式において、渋川市長の感謝状を授与するとともに、記念品（額縁）とあいさつ状を送る。
- 2 推進員として、6年以上勤続し退任した者のうち、1に該当しない者及び推進員として、6年未満勤続し退任した者には、渋川市長のあいさつ状を送付する。

参考

- 群馬県青少年育成推進員の顕彰
- (1) 推進員として、10年以上勤務した退任者。
顕彰方法等 群馬県知事に推薦し、県知事の感謝状及びあいさつ状を送付する。
 - (2) 推進員として、6年以上10年未満勤務した退任者。
顕彰方法等 県青少年推会長の感謝状と群馬県知事のあいさつ状を送付する。
 - (3) 推進員として、6年未満勤務した退任者。

2 渋川市青少年センターの沿革

(旧渋川市)

- 昭和56. 4. 1 渋川市青少年センター設置
 昭和55年11月 5日 青少年問題協議会においてセンター設置を決定
 昭和56年 3月 市議会へ設置条例を上程
 昭和56年 3月 教育委員会へ同上施行規則を上程
 渋川市青少年センター設置条例・施行規則施行
 初代所長 都丸孝氏(社会教育課長兼務)着任
6. 5 開所式(於市役所大会議室)
 渋川市青少年センター運営協議会(以後毎年実施)
- 6.29 渋川市青少年センター補導員会総会(以後毎年実施)
- 12.24 渋川市青少年問題協議会(以後毎年実施)
59. 4. 1 渋川市青少年問題協議会設置条例(改正)施行
 5.15 電話相談のための専門回線設置(22-4152)
60. 7.26 非行防止特別実践活動パレード
61. 4. 1 渋川市青少年センター青少年相談員設置要綱施行
 7.26 青少年健全育成パレード(翌年も実施)
62. 8. 4 渋川市青少年健全育成会連絡協議会総会(以後7年まで毎年実施)
63. 4. 1 電話(面接)相談員設置要綱施行
 4.22 電話(面接)相談員総会(以後毎年実施)
 7.25 青少年健全育成・非行防止パレード(以後毎年実施)
- 平成 2. 3.15 青少年育成の手引「地域ぐるみの健全育成Q & A」作成
 9. 1 「青少年を取り巻く地域環境調査」(以後3年毎に実施)
 3. 7.25 「へそ祭」特別補導(以後毎年実施)
 12.13 青少年健全育成駅頭等キャンペーン(以後毎年実施)
 4. 8.17 「山車まつり」特別補導(以後隔年実施)
 5.12.27 「暮れ市」特別補導(以後18年まで毎年実施)
- 6年度 群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会会長(渋川市当番年度)
7. 6. 1 少年土曜教室事業を青少推連絡協議会に委託(以後19年まで毎年実施)
 8. 3 白ポスト八木原駅構内に新設(市内設置2基となる)
8. 4.19 渋川市青少年育成補導推進員連絡協議会全体会議(以後16年まで毎年実施)
9. 7.10 第1回「通学防犯協力の家」関係者会議(以後17年まで毎年実施)
- 13年度 群馬県青少年補導センター連絡協議会会長(渋川市当番年度)
- 15年度 青少年電子メール相談開始
17. 4.26 渋川市青少年育成推進員連絡協議会総会(以後毎年実施)
- 17年度 群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会会長(渋川市当番年度)

(新渋川市)

18. 2.20 新渋川市誕生(渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村)
 2.20 新渋川市青少年センター設置
18. 7.25 第1回「こども安全協力の家」関係者会議
- 19.11.26 白ポスト敷島駅構内に新設(市内設置3基となる)
23. 2. 2 渋川駅設置白ポスト更新
- 24年度 群馬県青少年補導センター連絡協議会会長(渋川市当番年度)
- 28年度 群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会事務局(渋川市当番年度)
31. 2. 1 青少年LINE相談開始
- 令和 3. 4. 1 渋川市青少年センター電話(面接)相談員会廃止
- 令和 6. 4. 1 渋川市青少年センター青少年相談員廃止
 6年度 群馬県青少年補導センター連絡協議会会長(渋川市当番年度)

話してみませんか！あなたの悩み

渋川市青少年センター青少年相談窓口

①青少年テレホン(面接)相談窓口

ひにひに よいこに

0279 - 22 - 4152

対応時間：月曜～金曜日8時30分から16時30分
(祝日・年末年始は除く)

②青少年電子メール相談窓口

youth-s@city.shibukawa.gunma.jp



[メール送信用]

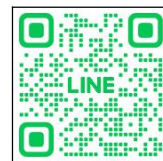
青少年LINE相談窓口

アカウント名：渋川市青少年センター_青少年相談窓口

ID：@074dqwci

受付時間：24時間受付

対応時間：月曜～金曜日8時30分から16時30分
(祝日・年末年始は除く)



[LINE登録用]

表紙

(青少年健全育成キャンペーン)

青少年育成推進員が学校へ訪問し、啓発活動を通じて
生徒に青少年の健全育成と非行防止を呼びかけました

発行 令和7年8月

渋川市青少年センター

(渋川市教育委員会 生涯学習課)

〒377-0007 群馬県渋川市石原6番地1

電話 0279-22-2500(直通)

FAX 0279-22-2132

Mail seishonen@city.shibukawa.gunma.jp